

## 議題（２）連携計画の作成について

### 1．市民意見の募集結果による見直しについて

ご意見に対する考え方を踏まえ、運行計画（素案）については、中部ルートの巡回方向を右回りから両回りに見直すとともに、これに伴い中部ルートも一部見直すものとする。

その他の意見のうち、新たなバス交通で対応すべき事項については、実証運行を実施して、その実績に基づき評価・見直しの中で、検討・整理していくものとする。

### 2．連携計画（案）について

連携計画（案）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき作成する必要があるため、運行計画（素案）をもとに、定められた記載事項や法の主旨に沿ったまとめ方に再整理したものであり、別紙 2「箕面市地域公共交通総合連携計画（案）」のとおりとする。

### 3．今後の手続きについて

協議会で作成した「箕面市地域公共交通総合連携計画（案）」を箕面市に提出する。箕面市は、「箕面市地域公共交通総合連携計画」として策定したうえで、公表するとともに、国、府、関係する交通事業者、道路管理者、その他事業を実施すると見込まれる者及び公安委員会に送付する。